

# 公共施設等 LED 化事業（2）

## 要求水準書

令和8年1月

長崎市

## 第1 基本的事項

### 1 事業概要

本事業は 70 の公共施設等を対象とし、敷地内にある照明器具（蛍光灯、水銀灯など）を全て LED 化する電気工事である。

### 2 対象施設

長崎市民会館ほか

詳細は別添対象施設及び機器一覧表参照

### 3 住所

長崎県長崎市魚の町 5 番 1 号ほか

### 4 灯数

12,710 台

詳細は別添対象施設及び機器一覧表参照

### 5 事業期間

設計・施工請負契約締結日から令和 10 年 5 月 31 日まで

### 6 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは下表のとおりとする。

日程	本事業の業務内容
令和 8 年 3 月	仮契約締結
令和 8 年 6 月	設計・施工請負契約締結 ※議会の議決を前提とする
令和 8 年 6 月から 令和 10 年 5 月まで	完成後順次引渡し
令和 10 年 5 月	全施設完成

### 7 業務範囲

本事業の業務範囲は、次のとおりとする。

## （1）設計業務

- ア 施設との連絡調整
- イ 現地調査（既設照明器具やアスベスト含有材使用状況等 LED 化に必要な調査及び安定器等の PCB 含有の有無（年代で調査のみ））
- ウ LED 化に関する図面作成
- エ 営繕工事積算システムによる事業費算出

## （2）施工業務

- ア 施工前後の照度・絶縁抵抗測定
- イ 既存照明器具の撤去
- ウ 新設照明器具の設置
- エ 近隣対応・対策業務
- オ 成果品の完成確認及び引渡し
- カ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## 8 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者がその許認可等を取得しなければならない。

- （1）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- （2）電気工事法（昭和 35 年法律第 139 号）
- （3）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- （4）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- （5）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- （6）振動規則法（昭和 51 年法律第 64 号）
- （7）騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- （8）電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）

## 9 参考図書

本事業の実施にあたり、一般的な仕様は次に示す図書の最新版を参考とする。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (4) 内線規程（JESC 日本電気技術規格委員会規格）
- (5) 公共建築工事積算基準
- (6) 建築設備設計基準
- (7) 電気設備工事監理指針

## 第2 要求水準

### 1 設計業務に関する要求水準

- (1) 受注者は、設計・施工請負契約の締結後速やかに、工程スケジュールを提出し、設計業務を行う。
- (2) 受注者は、本市との十分な打合せにより事業を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜本市に報告すること。
- (3) 受注者は、既設照明器具の不点灯等の故障が発生し本市が優先と判断した施設がある場合は工程を検討すること。
- (4) 成果品として提出する図面は下記のとおりとする。  
ただし、提出する図面は新設照明器具のみとする。
  - ア LED 照明器具の仕様が分かる姿図
  - イ 施設ごとの電気設備平面図
- (5) 成果品として提出する内訳書は営繕工事積算システムをデータで提出すること。

### 2 機器に関する要求水準

- (1) 照明器具は国内メーカーの製品とすること。また、日本産業規格（JIS）及び日本電機工業規格（JEM）、その他関係する諸法令、規則、条例等に適合した製品とすること。なお、公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）と同等以上の性能を有する照明器具を原則として選定すること。その他の照明器具を選定する場合は本市と協議の上、選定すること。
- (2) 新設照明器具は既設照明器具と同等以上の仕様及び性能、取替に適した寸

法のものを選定すること。施設ごとに用途に応じた照明となるよう適切なLED器具の選定を図ること。

- (3) 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する新設照明器具も同様に付属機器及び機能を付けること。
- (4) 定格寿命が総点灯時間40,000時間以上のものを選定すること。
- (5) 光源色は既設照明器具から大きく異ならないものを選定すること。
- (6) 入力電圧が設置場所の配電電圧に適合したものを選定すること。
- (7) 非常照明及び誘導灯は次のとおり選定すること。
  - ア 既設照明器具がバッテリー内蔵型の場合、新設照明器具はバッテリー内蔵型を選定すること。
  - イ 既設照明器具がバッテリー別置型の場合、新設照明器具もバッテリー別置型とし、既設配線と接続させること。
  - ウ 既設照明器具に相当する新設照明器具の非常灯及び誘導灯が存在しない場合の機種選定は、本市との協議による。

### 3 施工業務に関する要求水準

- (1) 交換はランプのみとせず器具ごと行うこと。
- (2) 取り外した照明器具等の取扱いは関係法令を遵守することとし、適正に処分すること。ただし、蛍光ランプの一部については、事業期間終了までに他の施設の不点灯となった蛍光ランプの交換用として、本市が指定する場所（木鉢町環境部倉庫 木鉢町2丁目406番地（予定））に蛍光ランプが破損しないように緩衝材等を使用して運搬し保管すること。保管期間終了後については、関係法令を遵守し、廃棄すること。保管本数は概ね500本程度を目安とする。
- (3) 設置前に回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において本要求水準書との相違を発見した場合には、速やかに本市に報告し、協議すること。
- (4) 停電を伴う作業、キュービクル及び分電盤内のブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、受注者にて電気主任技術者と協議・調整を行うこと。なお、電気主任技術者がいない施設については施設管理者と協議・調整を行うこと。
- (5) 電気工事士法に基づき電気工事士により施工を行うこと。

また、最大電力が500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行うこと。

- (6) 隣接する建物や道路等に損傷を与えないよう留意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、受注者の責任及び費用において補修、補償等を行うこと。
- (7) あと施工アンカーを施工する場合は、有資格者（あと施工アンカー施工士）が引抜試験を行い、結果を監督職員に報告書で提出すること。

#### 4 その他の要求水準

##### （1）施工監理

- ア 施工业務を実施する範囲を仮囲いで確実に区画を行い、区画外に建築資材の仮置き、駐車をしないこと。
- イ 工程については、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に確保されるよう管理すること。
- ウ 建設業法に基づき、技術者を適正に配置することとし、着工前にその者の氏名、有する資格など必要な事項について本市に届け出ること。

##### （2）安全対策

- ア 本事業により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等、近隣に悪影響等が生じないよう十分配慮すること。やむを得ず補償等が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- イ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、運行速度や適切な誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分に配慮すること。
- ウ 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に従い、安全第一で施工すること。  
特に安全防護具の着用は厳守すること。塗装工事を伴う場合は、製品安全データシートに基づいた施工方法とし、保護メガネ・マスク等防護具の着用を厳守すること。

##### （3）廃棄物対策

- ア 発生する建設廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理法等関連法令及び

公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書に基づき適正に処理すること。

- イ 発生する建設廃棄物の処理施設は、廃棄物処理法により許可を受けた施設とすること。
  - ウ 撤去した照明器具については、監督職員に PCB の有無についての書類（PCB の有無についての一覧表、照明器具の全体像及び、銘板がわかる写真、製造業者等による PCB の有無についての報告書）を提出すること。有無が確認できない機器がある場合は、監督職員と協議し、対応を検討すること。
- (4) 電力会社及び諸官庁への手続き、申請等は受注者が代行し、その費用は本事業に含むこと。
- (5) 施設利用者等への事前告知が必要な場合は、回覧用資料（チラシ）及び掲示物を用意すること。なお、その内容については本市の指示に従うこと。

## 5 検査について

### (1) 受注者の自主検査

受注者は、設計、施工全ての業務について、自主検査を行い検査結果を本市に報告すること。

### (2) 本市の検査

ア 受注者は設計が完了した施設を複数まとめて検査職員の検査を受けることができる。

なお、当該検査において指摘事項があった場合は直ちに手直しすること。

また、当該検査に合格した施設は速やかに施工業務に取りかかること。

イ 受注者が発注した材料は、監督職員の材料搬入検査を受けて当該検査に合格したものを使用すること。

ただし、監督職員が立会いできない場合は受注者が自主検査を行い自主検査報告書を提出すること。

ウ 本事業は工事が完了した施設から部分引渡しを行うため、受注者は部分引渡しを行う施設の下検査・部分検査を受けること。

なお、当該検査において指摘事項があった場合は直ちに手直しすること

と。

- 工 受注者は、全施設の工事が完了したときは、その旨を本市に通知すること。本市は通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、工事の完了を確認するための完了検査を行う。  
受注者は当該検査に際し、必要な完成図書一式を提出すること。完成図書一式の内容は、事前に本市に確認すること。  
なお、当該検査において指摘事項があった場合は直ちに手直しすること。

### 第3 提出資料

受注者は、必要な書類を契約締結時又は工事の開始前後に市に提出し、その承諾等を受けること。また、工事開始後に修正が必要となった場合には、適宜、書類の修正を行うこと。以下に代表的な工事に係る提出書類の例を示す。詳細については、長崎市財務部契約検査課作成の「工事提出書類一覧表」(市 HP に掲載)を参照すること。

- (1) 設計時
- ア LED 化に関する図面
  - イ 営繕工事積算システムによる事業費算出
  - ウ その他必要な資料
- (2) 工事施工時
- ア 現場代理人等決定(変更)通知書
  - イ 工程表
  - ウ 施工計画書
  - エ 営繕工事積算システムによる事業費算出(必要時)
  - オ 測定器の校正証の写し(校正 2 年以内)  
※2 年以内に購入したものには、製造年が分かるもの
  - カ 工程管理資料
  - キ 完成写真(着手前・中間・完成を電子媒体(収納袋共))。
  - ク その他必要な資料